

函 福 管

令和6年(2024年)9月27日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 1 老人保護措置費負担金に係る過大徴収について
- 2 本市が発送した個人情報を含む郵便物の所在不明について

(福祉事務所高齢福祉課)

(福祉事務所生活支援総務課)

## 老人保護措置費負担金に係る過大徴収について

### 1 概要

市が養護老人ホームへ入所措置した者（以下「被措置者」という。）から徴収する費用（以下「徴収金」という。）については、函館市老人福祉法施行細則（以下「細則」という。）第8条各項の規定に基づき算出し決定しているが、令和6年度の徴収金の決定額について疑義が生じたことから、担当者が確認したところ、3名分について本来負担すべき額より高い額となっていたことが判明したものである。

### 2 過大徴収額

合計	228,720円（令和5年度分66,750円 令和6年度分161,970円）
内訳	①令和5年7月～令和6年6月分 12,000円
	②令和6年1月～6月分 115,500円
	③令和6年4月～6月分 101,220円

### 3 原因

過大徴収が判明した3名のうち1名（上記2-①）については、徴収金の月額について、細則の規定と異なる金額を誤入力し、誤った決定額を通知したほか、2名（上記2-②および③）については、施設からの報告に基づき介護サービスを利用しない「一般入所者」から介護サービスを利用する「特定入所者」への変更処理を行うべきところ、これを遺漏したため、それぞれ過大徴収が生じた。

（「特定入所者」は一部を介護保険負担とするため上限月額が低くなるもの。）

### 4 今後の対応と再発防止策

対象者に説明および謝罪し、過大徴収となった負担金については直ちに還付等の手続きを行う。

また、再発防止策については、徴収金の額を入力する際の突合方法の見直しなどチェック体制の強化を図るほか、施設からの報告書類の確認方法など業務フローを見直し、再発防止に努める。

## 本市が発送した個人情報を含む郵便物の所在不明について

### 1 概要

令和6年8月29日（木）に、生活保護受給者の生活保護法調剤券（以下「調剤券」という）および調剤券請求書を各調剤薬局宛に178通送付したところ、9月4日（水）に、このうち1調剤薬局から、届いていないとの連絡があった。

当該郵便物は、本市から函館中央郵便局（以下「郵便局」という）に引継ぎされていることを確認しているため、郵便局および未達となっている調剤薬局に改めて存否調査を依頼したが、無いとの回答があり、1通が所在不明であることが判明した。

未達となっている調剤薬局には、調剤券と調剤券請求書を再発行し、直接届けた。

なお、当該郵便物の所在不明による被害および第三者からの通報は確認されていない。

### 2 所在不明となった書類および件数

調剤券（11枚、103件分）および調剤券請求書（6枚、95件分）、計94名分

#### ※ 調剤券に記載の個人情報

受給者番号、氏名、生年月日、性別、居住地、医療機関名、医療保険の保険者番号および記号番号など

#### ※ 調剤券請求書に記載の個人情報

ケース番号、氏名、生年月日、医療機関名など

### 3 原因

送付文書の封入・封かんについては、8月28日（水）に、複数の職員で作業を行っており、翌日に所定の通数が間違いなくあることを確認し、庁内で集約の上、郵便局が集荷しているが、その後の所在が不明となっており、原因の特定には至っていない。

### 4 市の対応

所在不明となっている調剤券等に個人情報が記載されている94名に対しては、文書により事情を説明する予定である。